

## 記入例(相続の場合)

納税通知書で確認

※別の事務所に提出された場合、期限までに転送が間に合わないことがあります。

## 自動車税の還付請求権の譲渡通知書

令和〇年〇月〇日

広島県 西部 県税事務所長 様(注意事項参照)  
(広島県知事 様)

私(譲渡人)は、下記の自動車に係る自動車税の還付請求権を、  
下記の譲受人に、令和〇年〇月〇日に譲渡したので通知します。  
については、当該還付金を当該譲受人に支払ってください。

譲渡人(納税義務者)	相続人の代表者の住所	必ず押印
〒〇〇〇-〇〇〇〇		
現住所(所在地)	〇〇市〇〇町〇〇	
納税義務者(亡くなられた方)の氏名	相続人の代表者の氏名	印
氏名(名称)	〇〇 〇〇 相続人代表 〇〇 〇〇	
電話番号	●●●-●●●-●●●●	相続人の代表者の印
※ 必ず、自署・押印してください。 法人の場合は、法人名及び代表者名を併記(ゴム印可)し、 代表者印を押印してください。		
※ 現住所や氏名が納税通知書に記載されたものと異なる場合は、変更されたこと が確認できる住民票の写しや戸籍謄本等を添付してください。		

自動車	納税通知書で確認										
登録番号	広・ <span style="border: 1px solid red; border-radius: 50%; padding: 2px;">広島</span> 福山	1	2	3	お	4	5	6	7		
賦課年度	令和〇年度	納税通知書番号	(注意事項 参照)		7	6	5	4	3	2	
還付金発生理由等	令和〇年〇月〇日			抹消登録	・二重納付						
※ 還付金の発生理由が抹消登録の場合は、抹消登録が確認できる書類(写し)を 添付してください。											
譲受人	日付を記入      必ず添付してください。										
	〒〇〇〇-〇〇〇〇										
現住所(所在地)	〇〇市〇〇町〇〇										
氏名(名称)	株式会社県税 代表取締役 〇〇 〇〇										
電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇										

書き忘れがないように  
注意してください。

所有者コード(記入不要)

--	--	--

◎譲受人において、口座振替による支払を希望する場合は、振込先口座を記入してください。

振込 先 口 座	金融機関名	1	1	1	1	店舗名		1	1	1	
		■■銀行				■■支店					
	預金の種類	普通・当座	口座番号	1	1	1	1	1	1		
	フリガナ	カケンゼイ									
	口座名義	株式会社 県税									

※ 振込先口座は譲受人の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の口座の場合は、振込用の専用番号であることを確認してください。

譲渡人が記入

譲受人が記入

## 注意事項

### 1 添付書類

- ◎ 現住所・氏名が納税通知書の内容と異なる場合は、  
異動経過が分かる書類（写し）  
(例：住民票、戸籍謄本、商業登記簿謄本 など)
- ◎ 還付金の発生理由が抹消登録の場合は、  
登録識別情報等通知書などの抹消登録が確認できる書類（写し）  
(例：登録識別情報等通知書、登録事項等証明書、輸出抹消仮登録証明書 など)

### 2 記入上の注意など

- ◎ 管轄県税事務所・譲渡人（納税義務者）・納税通知書番号は、4月1日現在のものです。提出先の県税事務所及び納税通知書番号（表面の注）は、納税通知書（領収証書）で確認の上、記入してください。
- ◎ 記入の漏れや誤り、添付書類の不足などにより受理できない場合があります。また、譲渡人（納税義務者）以外が提出される場合には、記載内容について電話により譲渡人（納税義務者）本人に事実確認を行わせていただくことがあります。
- ◎ 譲渡人（納税義務者）及び譲受人に未納の徴収金があるときは還付金を充当し、残余金がある場合のみ、譲受人に支払います。
- ◎ この通知を受けて還付金を譲受人に支払う場合には、譲渡人（納税義務者）にその旨を通知します。
- ◎ 納税義務者が亡くなられている場合は、上記1の書類以外にも必要な書類がありますので、事前に県税事務所へお問合せください。

### 3 提出期限

還付金の発生理由が生じた日（抹消登録等の日）から1週間以内

※ 期限を過ぎて提出された場合は、原則、納税義務者に支払います。

### 4 提出先

- ◎ 管轄の県税事務所に直接提出してください。  
(納税通知書（領収証書）に記載の県税事務所です。)
- ◎ 管轄とは別の事務所に提出された場合は、管轄の事務所に転送しますが、上記3の提出期限までに間に合わないことがあります。

事務所名 (担当課)	所在地・電話番号	管轄区域
広島県 西部県税事務所 (税務管理課)	〒732-0052 広島市東区光町二丁目1-14 TEL 082-207-2448	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町
広島県 東部県税事務所 (税務管理課)	〒720-8511 福山市三吉町一丁目1-1 TEL 084-921-1301	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町
広島県 北部県税事務所 (収納管理課)	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1 TEL 0824-63-5175	三次市、庄原市